

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令新旧対象条文

○電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

第一条 国内電気通信役務を提供する第一種電気通信事業者は、次の表の上欄の報告事項、中欄の様式番号及び下欄の報告期限に掲げるところに従い、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるものであつて次の表の上欄の報告事項を確実に記録することができるもの（以下「書面等」という。）を総務大臣に提出しなければならない。

報告事項	様式番号	報告期限
一 電気通信役務通信量等状況報告	様式第一	每事業年度経過後三月以内
二 <u>電気通信役務契約</u> 等状況報告	様式第二	每事業年度経過後二月以内
三 (略)	(略)	(略)
四 (略)	(略)	(略)

2 (略)

第二条 (略)

現 行

第一条 国内電気通信役務を提供する第一種電気通信事業者は、次の表の上欄の報告事項、中欄の様式番号及び下欄の報告期限に掲げるところに従い、書面又は別に定める磁気ディスク（以下「書面等」という。）を総務大臣に提出しなければならない。

報告事項	様式番号	報告期限
一 電気通信役務通信量等状況報告	様式第一	每事業年度経過後三月以内
二 <u>音声伝送役務契約</u> 等状況報告	様式第二	每事業年度経過後二月以内
三 (略)	(略)	(略)
四 (略)	(略)	(略)

2 (略)

第二条 (略)

改 正 案

様式第 1
第 1 表

電気通信役務通信量等状況報告 距離段階別収入、通信回数、通信量				
				年度分
電気通信役務の種類				
サービスの種類				
事業者名				
距離段階	収 入	通信回数 (1)	通信量 (2)	平均通信量 (2)÷(1)
合 計				

注 1 音声伝送役務（加入電話、中継電話（相互接続協定により接続する他の電気通信事業者との相互接続点間のみを自らの提供する役務の範囲とする音声伝送役務であつて当該他の電気通信事業者の提供する国内電気通信役務の範囲も含めて自ら利用者が支払うべき料金を設定するものをいう。以下同じ。）、公衆電話、携帯電話、PHS及び総合デジタル通信サービスに限る。）及びデータ伝送役務（電信（文言を伝送交換するための電気通信設備（50ビット毎秒の速度で伝送交換するものに限る。）を用いて文言のみを対象とする通信を行うデータ伝送役務に限る。以下同じ。）及び無線呼出し（無線によつて携帯受信設備の携帯者に対する呼出し（これに付随する通報を含む。）を行うデータ伝送役務をいう。以下同じ。）を除き、従量制料金のものに限る。）について記載することとし、契約約款又は料金表（以下「契約約款等」という。）において規定するサービスの種類（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。

2 距離段階は、契約約款等に定める区分によること。

3 音声伝送役務について記載する場合は、発信及び着信のそれぞれに関し、音声伝送役務の種類（加入電話、中継電話、公衆電話、携帯電話、PHS及び総合デジタル通信サービス）ごとに別葉とすること。

4 加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関してその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。

5 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インタフェース及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。

現 行

様式第 1
第 1 表

電気通信役務通信量等状況報告 距離段階別収入、通信回数、通信量				
				年度分
役務の種類				
事業者名				
距離段階	収 入	通信回数 (1)	通信量 (2)	平均通信量 (2)÷(1)
	千円(%)	(%)	(%)	
合 計	千円(100%)	(100%)	(100%)	

注 1 音声伝送役務（加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS、船舶電話及び総合デジタル通信サービスに限る。）及びデータ伝送役務（文言を伝送交換するための電気通信設備（50ビット毎秒の速度で伝送交換するもの）を用いて文言のみを対象とする通信を行うもの（以下「電信」という。）及び無線によつて携帯受信設備の携帯者に対する呼出し（これに付随する通報を含む。）を行うもの（以下「無線呼出し」という。）を除き、従量制料金のものに限る。）について記載することとし、契約約款において規定するサービスの種類（契約約款において、細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。

2 音声伝送役務について記載する場合は、発信及び着信のそれぞれに関し、音声伝送役務の区分（加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS、船舶電話及び総合デジタル通信サービス）ごとに別葉とすること。この場合において、加入電話相互間の通話については、契約約款又は料金（以下「契約約款等」という。）において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。

また、総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インタフェース及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。

3 距離段階は、契約約款等に定める区分によること。

6 通信量については、回線交換方式にあつては時間によつて、蓄積交換方式にあつてはその課金単位によつて記載すること。

7 「収入」、「通信回数」及び「通信量」の各欄は、千を単位として記載すること。この場合において、収入、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載するものとする。

8 「平均通信量」の欄には、小数点以下第1位未満の端数を四捨五入して得た数値を記載すること。

9 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

4 「収入」、「通信回数」、「通信量」の各欄には、それぞれ実数を記載し、括弧内にその割合を記載すること。

5 通信量については、回線交換方式にあつては時間によつて、蓄積交換方式にあつてはその課金単位によつて記載すること。

6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第2表

電気通信役務通信量等状況報告取扱対地別通信回数、通信時間_____
年度分_____
サービスの種類_____
事業者名

<u>取扱対地</u>	<u>通信回数</u>				<u>通信時間</u>			
	<u>発信</u> <u>(1)</u>	<u>着信</u> <u>(2)</u>	<u>合計</u> <u>(1)+(2)</u>	<u>差</u> <u>(1)-(2)</u>	<u>発信</u> <u>(3)</u>	<u>着信</u> <u>(4)</u>	<u>合計</u> <u>(3)+(4)</u>	<u>差</u> <u>(3)-(4)</u>
<u>合 計</u>								

注1 音声伝送役務（相互接続協定により接続する他の電気通信事業者の提供する国際電気通信役務の範囲も含めて自ら利用者が支払うべき料金を設定するものに限る。）について記載することとし、契約約款等に規定するサービスの種類（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。

2 「取扱対地」は、契約約款等に表示する全取扱対地を記載すること。

3 「通信回数」及び「通信量」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載するものとする。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

改 正 案

第3表

電気通信役務通信量等状況報告							
通信量別通信回数							
年度分							
電気通信役務の種類							
サービスの種類							
事業者名							
通信量区分							合 計
通信回数							

- 注1 音声伝送役務（加入電話、中継電話、公衆電話、携帯電話、PHS及び総合デジタル通信サービスに限る。）及びデータ伝送役務（電信及び無線呼出しを除き、従量制料金のものに限る。）について記載することとし、契約約款等において規定するサービスの種類（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。
- 2 音声伝送役務について記載する場合は、発信及び着信のそれぞれに関し、音声伝送役務の種類（加入電話、中継電話、公衆電話、携帯電話、PHS及び総合デジタル通信サービス）ごとに別葉とすること。
- 3 加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関してその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。
- 4 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インタフェース及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。
- 5 他の事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、自らの電気通信設備のみを用いて供する通信と別葉とすること。
- 6 「通信回数」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載するものとする。
- 7 回線交換方式における通信量の区分は、最初3分まで10秒ごと、3分から6分まで30秒ごと、6分から10分まで1分ごと、10分を超える場合は10分超過

現 行

第2表

電気通信役務通信量等状況報告							
<u>距離段階別通信量別通信回数</u>							
年度分							
役務の種類							
事業者名							
通信量 距離段階							合 計
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
合 計	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(100%)

- 注1 音声伝送役務（加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS、船舶電話及び総合デジタル通信サービスに限る。）及びデータ伝送役務（電信及び無線呼出しを除き、従量制料金のものに限る。）について記載することとし、契約約款において規定するサービスの種類（契約約款において、細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。
- 2 音声伝送役務について記載する場合は、発信及び着信のそれぞれに関し、音声伝送役務の区分（加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS、船舶電話及び総合デジタル通信サービス）ごとに別葉とすること。この場合において、加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関してその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。
また、総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インタフェース及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。
- 3 他の事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、自らの電気通信設備のみを用いて供する通信と別葉とすること。
- 4 距離段階は、契約約款等に定める区分によること。
- 5 各欄には、通信回数の実数を記載し、括弧内に全通信回数に占める当該通信回数の割合を記載すること。
- 6 回線交換方式における通信量の区分は、原則として、最初3分まで10秒ごと、それを超える場合には30秒ごととすること。

分の累計とすること。

8 蓄積交換方式における通信量の区分は、最初百課金単位まで十課金単位ごと、百課金単位から千課金単位までは百課金単位ごと、千課金単位を超える場合は千課金単位超過分の累計とすること。

9 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

7 通信量の欄は、その必要に応じ、適宜増減しても差し支えないこと。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第4表

電気通信役務通信量等状況報告
距離段階別時間帯別通信回数、通信量

年度分

電気通信役務の種類

サービスの種類

通信回数又は通信量の別

事業者名

時間 帯 距離 段階	1 0 時 時	2 1 時 時	3 2 時 時	4 3 時 時	5 4 時 時	6 5 時 時	7 6 時 時	8 7 時 時	9 8 時 時	1 0 時 時	1 1 時 時	1 2 時 時	1 3 時 時	1 4 時 時	1 5 時 時	1 6 時 時	1 7 時 時	1 8 時 時	2 0 時 時	2 1 時 時	2 2 時 時	2 3 時 時	2 4 時 時	合 計
合計																								

- 注1 通信回数及び通信量のそれぞれについて別葉に記載すること。
- 2 音声伝送役務（加入電話、中継電話、公衆電話、携帯電話、PHS及び総合デジタル通信サービスに限る。）及びデータ伝送役務（電信及び無線呼出しを除き、従量制料金のものに限る。）について記載することとし、契約約款等において規定するサービスの種類（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。
- 3 音声伝送役務について記載する場合は、発信及び着信のそれぞれに関し、音声伝送役務の種類（加入電話、中継電話、公衆電話、携帯電話、PHS及び総合デジタル通信サービス）ごとに別葉とすること。
- 4 加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。
- 5 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インタフェース及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。
- 6 距離段階は、契約約款等に定める区分によること。
- 7 通信量については、回線交換方式にあつては時間によつて、蓄積交換方式にあつてはその課金単位によつて記載すること。
- 8 「通信回数」及び「通信量」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、収入、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載するものとする。
- 9 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第3表

電気通信役務通信量等状況報告
距離段階別時間帯別通信量

年度分

役務の種類

事業者名

時間 帯 距離 段階	1 0 時 時	2 1 時 時	3 2 時 時	4 3 時 時	5 4 時 時	6 5 時 時	7 6 時 時	8 7 時 時	9 8 時 時	1 0 時 時	1 1 時 時	1 2 時 時	1 3 時 時	1 4 時 時	1 5 時 時	1 6 時 時	1 7 時 時	1 8 時 時	1 9 時 時	2 0 時 時	2 1 時 時	2 2 時 時	2 3 時 時	2 4 時 時	合計
合計	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(100%)

- 注1 通信回数及び通信時間のそれぞれについて別葉に記載すること。
- 2 音声伝送役務（加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS、船舶電話及び総合デジタル通信サービスに限る。）及びデータ伝送役務（電信及び無線呼出しを除き、従量制料金のものに限る。）について記載することとし、契約約款において規定するサービスの種類（契約約款において、細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。
- 3 音声伝送役務について記載する場合は、発信及び着信のそれぞれに関し、音声伝送役務の区分（加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS、船舶電話及び総合デジタル通信サービス）ごとに別葉とすること。この場合において加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。また、総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インタフェース及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。
- 4 距離段階は、契約約款等に定める区分によること。
- 5 各欄には、通信回数又は通信量の実数を単位を明記し記載し、括弧内に全通信回数又は全通信量に占める当該通信回数又は当該通信量の割合を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

現

記

改 正 案

第5表

電気通信役務通信量等状況報告 都道府県間別通信回数、通信量							
							年度分
電気通信役務の種類							
サービスの種類							
通信回数又は通信量の別							
事業者名							
都道府県 (着信)							合計
都道府県 (発信)							
合 計							

注1 通信回数及び通信量のそれぞれについて別葉に記載すること。

2 音声伝送役務（加入電話、中継電話、公衆電話、携帯電話、PHS及び総合デジタル通信サービスに限る。）及びデータ伝送役務（電信及び無線呼出しを除き、従量制料金のものに限る。）について記載することとし、契約約款等において規定するサービスの種類（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。

3 音声伝送役務について記載する場合は、発信及び着信のそれぞれに関し、音声伝送役務の種類（加入電話、中継電話、公衆電話、携帯電話、PHS及び総合デジタル通信サービス）ごとに別葉とすること。

現 行

第4表

電気通信役務通信量等状況報告 都道府県間別通信量							
							年度分
役務の種類							
事業者名							
都道府県 (着信)							合計
都道府県 (発信)							
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
合 計	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)

注1 音声伝送役務（加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS、船舶電話及び総合デジタル通信サービスに限る。）及びデータ伝送役務（電信及び無線呼出しを除き、従量制料金のものに限る。）について記載することとし、契約約款において規定するサービスの種類（契約約款において、細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。

2 音声伝送役務について記載する場合は、発信及び着信のそれぞれに関し、音声伝送役務の区分（加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS、船舶電話及び総合デジタル通信サービス）ごとに別葉とすること。この場合において、加入電話相互間の通

4 加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関してその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。

5 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インタフェース及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。

6 データ伝送役務のうち、あらかじめ発信と着信の間の通信路の設定を行わずに通信を行う形態のサービスについては、発信の通信量のみを記載すること。

7 通信量については、回線交換方式にあつては時間によつて、蓄積交換方式にあつてはその課金単位によつて記載すること。

8 「通信回数」及び「通信量」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、収入、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載するものとする。

9 他の事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、当該通信を利用した者の所在する都道府県間の通信として記載すること。

10 都道府県の項及び欄は、その必要に応じ、適宜増減しても差し支えない。

話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関してその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。

また、総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インタフェース及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。

3 データ伝送役務のうち、あらかじめ発信と着信の間の通信路の設定を行わずに通信を行う形態のサービスについては、発信の通信量のみを記載すること。

4 各欄には、上段に通信回数の実数及び括弧内に全通信回数に占める当該通信回数の割合を記載し、下段に通信量の実数及び括弧内に全通信量に占める当該通信量の割合を記載すること。

5 他の事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、当該通信を利用した者の所在する都道府県間の通信として記載すること。

6 都道府県の項及び欄は、その必要に応じ、適宜増減しても差し支えないこと。

7 適宜の大きさの用紙によること。

改 正 案

第6表

[illegible]

注1 発信単位料金区域ごとに別葉とすること。

2 音声伝送役務（加入電話、中継電話及び公衆電話に限る。）について記載すること。

3 「発信単位料金区域番号」、「着信単位料金区域番号」、「発信単位料金区域名」及び「発信単位料金区域名」の各欄にはその番号及び名称を記載すること。「通信回数」の欄には百を、「通信時間」の欄には十を単位とし、それぞれ通信回数又は通信時間を記載すること。この場合において、単位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入して得た数値を記載するものとする。

4 他の事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、当該通信を利用し

現 行

第5表

[illegible]

注1 音声伝送役務（加入電話及び公衆電話に限る。）について記載すること。

2 各欄には、上段に通信回数の実数及び括弧内に全通信回数に占める当該通信回数の割合を記載し、下段に通信量の実数及び括弧内に全通信量に占める当該通信量の割合を記載すること。

3 他の事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、当該通信を利用し

た者の所在する単位料金区域間の通信として記載すること。

5 着信単位料金区域の項及び欄は、その必要に応じ、適宜増減しても差し支えない。

た者の所在する単位料金区域間の通信として記載すること。

4 単位料金区域の項及び欄は、その必要に応じ、適宜増減しても差し支えないこと。

5 適宜の大きさの用紙によること。

改 正 案

第7表

電気通信役務通信量等状況報告				
品目別距離段階別回線数				
				年度分
<u>電気通信役務の種類</u>				
<u>サービスの種類</u>				
<u>事業者名</u>				
品目 距離段階				合 計
合 計				

注1 専用役務（データ通信（データ通信設備（電気通信回線及びこれに接続する電子計算機等（電子計算機の本体又は入出力装置その他の機器をいう。）からなる電気通信設備をいう。）を他人の通信の用に供する専用役務をいう。以下同じ。）を除く。）及びデータ伝送役務（電信及び無線呼出しを除き、定額制料金のものに限る。）について記載することとし、契約約款等において規定するサービスの種類（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。ただし、専用役務のうち主に映像の伝送を行うもの（以下「映像伝送」という。）及び人工衛星に開設する無線局を用いて行うもの（以下「衛星通信専用」という。）については、契約約款等で定めるサービスの種類ごとに、契約数の合計を報告すること。

2 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。

3 専用役務について記載する場合は、伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別葉とすること。

4 品目及び距離段階は、契約約款等の定める区分によることとし、対応する回線数を記載すること。

5 接続専用回線は再掲すること。

6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

現 行

第6表

電気通信役務通信量等状況報告		
品目別距離段階別回線数		
		年度分
<u>役務の種類</u>		
<u>事業者名</u>		
品目 距離段階		合 計
合 計		

注1 専用役務（新たに契約を締結しない品目及びデータ通信設備（電気通信回線及びこれに接続する電子計算機等（電子計算機の本体又は入出力装置その他の機器をいう。）からなる電気通信設備をいう。）を他人の通信の用に供するもの（以下「データ通信」という。）を除く。）及びデータ伝送役務（電信及び無線呼出しを除き、定額制料金のものに限る。）について記載することとし、契約約款において規定するサービスの種類（契約約款において、細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。

2 専用役務について記載する場合は、伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別葉とすること。

3 品目及び距離段階は、契約約款等の定める区分によること。

4 回線数の実数を記載すること。

5 接続専用回線は再掲すること。

6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改 正 案

現 行

第8表

電気通信役務通信量等状況報告 品目別都道府県別回線数				
年度末現在				
電気通信役務の種類				
サービスの種類				
品 目				
事業者名				
都道府県				合 計
都道府県				
合 計				

注1 専用役務（映像伝送、衛星通信専用及びデータ通信を除く。）及びデータ伝送役務（電信及び無線呼出しを除き、定額制料金のものに限る。）について記載することとし、契約約款等において規定するサービスの種類（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。

2 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。

3 専用役務については記載する場合は、伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別葉とすること。

4 データ伝送役務のうち、あらかじめ発信と着信の間の通信路の設定を行わずに通信を行う形態のサービスについては、発信の回線数のみを記載すること。

5 各欄には発信及び着信の都道府県名を記載することとし、対応する回線数を記載すること。

6 接続専用回線は再掲すること。

7 他の事業者の回線と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。

8 都道府県の項及び欄は、その必要に応じ、適宜増減しても差し支えない。

第7表

電気通信役務通信量等状況報告 品目別都道府県別回線数				
年度末現在				
役務の種類				
品 目				
事業者名				
都道府県				合 計
都道府県				
合 計				

注1 専用役務（新たに契約を締結しない品目及びデータ通信を除く。）及びデータ伝送役務（電信及び無線呼出しを除き、定額制料金のものに限る。）について記載することとし、契約約款において規定するサービスの種類（契約約款において、細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。

2 専用役務については記載する場合は、伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別葉とすること。

3 データ伝送役務のうち、あらかじめ発信と着信の間の通信路の設定を行わずに通信を行う形態のサービスについては、発信の回線数のみを記載すること。

4 回線数の実数を記載すること。

5 接続専用回線は再掲すること。

6 他の事業者の回線と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。

7 都道府県の項及び欄は、その必要に応じ、適宜増減しても差し支えないこと。

8 適宜の大きさの用紙によること。

改 正 案

第9表

電気通信役務通信量等状況報告				
品目別単位料金区域間別回線数				
年度末現在				
電気通信役務の種類				
サービスの種類				
品 目				
事業者名				
単位料金 区域				合 計
単位 料金区域				
合 計				

注1 専用役務（映像伝送、衛星通信専用及びデータ通信を除く。）及びデータ伝送役務（電信及び無線呼出しを除き、定額制料金のものに限る。）について記載することとし、契約約款等において規定するサービスの種類（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。

2 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。

3 専用役務について記載する場合は、伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別葉とすること。

4 各欄には発信及び着信の単位料金区域名を記載することとし、対応する回線数を記載すること。

5 接続専用回線は再掲すること。

6 他の事業者の回線と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する単位料金区域間で設定されたものとして記載すること。

7 単位料金区域の項及び欄は、その必要に応じ、適宜増減しても差し支えない。

現 行

第8表

電気通信役務通信量等状況報告				
品目別単位料金区域間別回線数				
年度末現在				
役務の種類				
品 目				
事業者名				
単位料金 区域				合 計
単位 料金区域				
合 計				

注1 専用役務（新たに契約を締結しない品目及びデータ通信を除く。）及びデータ伝送役務（電信及び無線呼出しを除き、定額制料金のものに限る。）について記載することとし、契約約款において規定するサービスの種類（契約約款において、細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。

2 専用役務について記載する場合は、伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別葉とすること。

3 回線数の実数を記載すること。

4 接続専用回線は再掲すること。

5 他の事業者の回線と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する単位料金区域間で設定されたものとして記載すること。

6 単位料金区域の項及び欄は、その必要に応じ、適宜増減しても差し支えないこと。

7 適宜の大きさの用紙によること。

改正案

様式第 2

電気通信役務契約等状況報告		
年度末現在		
電気通信役務の種類		
サービスの種類		
事業者名		
都道府県	単位料金区域	契約数
合 計		

注 1 音声伝送役務（加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS 及び総合デジタル通信サービスに限る。）及びデータ伝送役務（電信、ファクシミリ装置を用いて通信を行うデータ伝送役務並びにキャプテン及び総合デジタル通信サービスに係るデータ伝送役務を除き、パケット単位で課金するデータ伝送役務については移動電気通信役務に係るものに限る。）について記載することとし、サービスの種類（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。

2 音声伝送役務については、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 56 条第 1 号に掲げる機関が行う重要通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項に定める事項を内容とする通信をいう。）を優先的に取扱うこととした加入電話、携帯電話又は PHS（以下「優先電話」という。）について、当該機関ごとに別葉に再掲すること。

3 「都道府県」の欄は音声伝送役務及びデータ伝送役務について記載すること。「単位料金区域」の欄は、加入電話について記載すること。ただし、別葉に再掲する優先電話については、記載を要しない。

4 「契約数」の欄は、契約約款等において事務用及び住宅用の区別がある場合には、単位料金区域ごとに上段に事務用、中段に住宅用、下段に契約数の合計を記載することとし、公衆電話の場合には、設置台数を記載すること。

5 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インタフェースの種類ごとに別葉とすること。

6 都道府県の欄は、その必要に応じ、適宜増減しても差し支えない。

7 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

現 行

様式第 2

音声伝送役務契約等状況報告		
年度末現在		
役務の種類		
事業者名		
都道府県	単位料金区域	契約数
合 計		

注 1 音声伝送役務（加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS 及び総合デジタル通信サービスに限る。）及びデータ伝送役務（無線呼出しに限る。）について記載すること。

2 音声伝送役務については、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 56 条第 1 号に掲げる機関が行う重要通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項に定める事項を内容とする通信をいう。）を優先的に取扱うこととした加入電話、携帯電話又は PHS（以下「優先電話」という。）について、当該機関ごとに別葉に再掲すること。

3 「単位料金区域」の欄は、加入電話について記載すること。ただし、別葉に再掲する優先電話については、記載を要しない。

4 「契約数」の欄は、契約約款等において事務用及び住宅用の区別がある場合には、単位料金区域ごとに上段に事務用、中段に住宅用、下段に合計の実数を記載することとし、公衆電話の場合には、設置台数を記載すること。

5 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インタフェースの種類ごとに別葉とすること。

6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第 3
第 1 表伝 送 路 設 備 設 置 状 況 報 告区域別回線数年度末現在事業者名

<u>区域</u> \ <u>回線の種類</u>	<u>有線</u>				<u>無線</u>
	<u>二線式</u>	<u>同軸</u>	<u>光信号 伝送用</u>	<u>その他</u>	
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
<u>合 計</u>	()	()	()	()	()

注 1 その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備（専用役務を提供するために用いられる電気通信回線（六十四キロビット毎秒以上の伝送速度の回線に限る。）及び音声伝送役務（総合デジタル通信サービスに限る。）を提供するために用いられる電気通信回線を除く。）であつて自ら設置しているものについて記載すること。

2 回線数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度又は芯線数等にかかわらず、一の回線につき一として記載すること。括弧内には自ら伝送速度の制御を行わないものの回線数を再掲すること。

3 区域は、電気通信事業法施行規則（昭和 6 0 年郵政省令第 2 5 号）第 2 3 条の 2 第 2 項に規定する都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域）により記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 3

第2表

伝 送 路 設 備 設 置 状 況 報 告
区域別周波数帯域・伝送速度別回線数

年度末現在

回線の種類_____

事業者名_____

区域	伝送速度															
	4	8	16	32	64	128	256	512	1024	2048	4096	8192	16384	32768	65536	131072
合 計																

注1 その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備（専用役務を提供するために用いられる電気通信回線（六十四キロビット毎秒以上の伝送速度の回線に限る。）及び音声伝送役務（総合デジタル通信サービスに限る。）を提供するために用いられる電気通信回線に限る。）であつて自ら設置しているものについて記載すること。

2 専用役務を提供するために用いられる電気通信回線、音声伝送役務を提供するために用いられる電気通信回線の別により別葉として記載すること。

3 区域は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第23条の2第2項に規定する「都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域）」に準じた区域により記載すること。

4 （略）

伝 送 路 設 備 設 置 状 況 報 告
都道府県別周波数帯域・伝送速度別回線数

年度末現在

回線の種類_____

事業者名_____

都道府県	周波数帯域・伝送速度															
	4	8	16	32	64	128	256	512	1024	2048	4096	8192	16384	32768	65536	131072
合 計																

注1 その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備について記載することとし、アナログ信号伝送用の電話回線（電話の役務を提供するために用いられる電気通信回線をいう。）、電話回線以外のアナログ信号伝送用の電気通信回線、デジタル信号伝送用の電気通信回線ごとに別葉とすること。

2 自ら設置している伝送路設備について、回線数の実数を記載すること。

3 都道府県の項及び周波数帯域・伝送速度の欄は、その必要に応じ、適宜増減しても差し支えないこと。

4 （略）

改 正 案	現 行
別記第一 （第2条第1項関係） 有線放送電話業務許可申請書 （略） 別紙 （略） 5 <u>設備の計画に関する事項</u> （略） ロ 線路設備 （略） 注 相手方については、「東京電力」等のように、用途別については「通信線」、 「電力線」等のように記入すること。 （以下略）	別記第一 （第2条第1項関係） 有線放送電話業務許可申請書 （略） 別紙 （略） 5 <u>設備に関する事項</u> （略） ロ 線路設備 （略） 注 相手方については、「 <u>日本電電会社</u> 」、「東京電力」等のように、用途別 については「通信線」、「電力線」等のように記入すること。 （以下略）

改 正 案					現 行				
別記第五（第9条第2項関係）					別記第五（第9条第2項関係）				
利 用 状 況 等 報 告 書 （略）					利 用 状 況 等 報 告 書 （略）				
1 利用状況					1 利用状況				
年3月31日現在					年3月31日現在				
区 分		利 用 者 数	端末設備数	回 線 数	区 分		利 用 者 数	端 末 設 備 数	
有 線 放 送 電 話 業 務		（ ）	（ ）	（ ）	有 線 放 送 電 話 業 務		（ ）	（ ）	
当該有線ラジオ放送業務のみ		（ ）	（ ）	（ ）	当該有線ラジオ放送業務のみ		（ ）	（ ）	
合 計		（ ）	（ ）	（ ）	合 計		（ ）	（ ）	
（再掲）	自ら伝送速度の制御を行わない部分があるもの		二	二	第一種電気通信事業者との接続の契約				
	第一種電気通信事業者との接続の契約				（再掲）	交 換 方 式	自 動 式		
	交 換 方 式	自 動 式					手 動 式		
		手 動 式							
注1 括弧内には、前年3月31日現在との比較増減数を記入すること。					注 括弧内には、前年3月31日現在との比較増減数を記入すること。				
2 回線数の欄には、その一端が特定の場所に設置される利用者の有線電気通信設備に接続される線路の回線数を記入すること。									
（以下略）					（以下略）				